

第十回 参議院經濟安定委員會會議録第八号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)午前
十時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○臨時物資需給調査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(右法案に關し証人の証言あり)

○委員長(佐々木良作君) 委員会を開会いたします。

本日の委員会は第九回になると思いますが、昨日の委員会に引き続きして物調法關係の審議を継続いたします。時間がありましたら他の法案にも触れることになるだろうと思ひますが、予定に従ひまして物調法關係で証言を求めることになつておりますので、以下の三君から証言を求めたいと思ひます。

昨日の議決にありましたように仲矢虎夫君、それから中島英信君、小林義雄君の三君の証言を求めます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め、それでは順次宣誓書に署名捺印願ひます。

〔証人宣誓書に署名捺印する〕

○委員長(佐々木良作君) 最初に日産協の産業部長の仲矢さんの御証言をお願いしますが、特に今度の臨時物資需給調整法の改正と事業者団体法及び独禁法の関連につきまして、その点を特に中心にして御発言をお願いしたいと思います。

○証人(仲矢虎夫君) 先ず物調法のほうから申し上げたいと思ひますが、これにつきましては先に結論を申し上げますと、頂きまして資料によりまして拜見いたしますと、第一に物調法の有効期限を一年延長するという第一の点、それから第二の点の物資需給調整審議会を設置すること、第三の統制に關する主務大臣の権限を縮小するということ。この三つの点はいずれも時節柄適宜の措置として、産業界といつたしましては賛成いたします次第であります。特にこの第二條の物資需給調整審議会の設置につきましては、従来の統制がとかく官僚独善で、産業界の事情を無視した嫌ひが多分にありましたが、業界の事情に精通いたしました生産者或いは消費者の意見が、学識経験というようなかつて十分反映されるような組織を作る意味で非常に結構なことだと考えておる次第であります。もと／＼この臨時物調法が昭和二十一年の第九十議會であつたと思ひますが、議會で成立いたしました際には、第二條に初めたしか民主的に組織された産業団体に対しては、主務大臣の指定によつて資材の割當を政府に代つて行く権限を与えることができる、というふうな規定になつていたのでありますが、その後いやくも統制をやるからには政府自身が自分の手で行うべきであるというふうな強い意見が出まして、たしか第九十二議會であつたと思ひますが、この九十二議會におきまして、この第二條が削除されたことは

御承知の通りでございます。勿論この統制というものが国家の例えは軍需生産の充足であるとか、或いは国民生活の維持であるといつたような、国家の必要によりまして、そうして又やり方も国家の定める方針に基いて全國民の利益のために行われるというふうな場合におきましては、これはいわゆるカルテル統制とは違ひますから、本来カルテル統制とは違つた国家機能に属するものでありますから、これはもと／＼と政府みづからが統計の最後の責任を負うべきであるという点は誰も異存のないことであり、今更これは言うまでもないことであります。併しなうら、さればと言つて統制經濟の運営を官庁の独裁に任せることが果して妥當であるかどうかといふことにつきましては、大いに疑問を持つわけでありまして、と言ひますのは、統制の最後の責任を誰が負うかといふ責任の帰属に關する問題と、それからどうしたならば統制がうまく行くかといふ統制のやり方、統制の方法に關する問題とはおのずからこれは別個の問題であると思ふからであります。この点に關しましては、私も先ず考えなければならぬことは、過去における度重なる官僚統制の失敗の経験であります。一体官僚統制はなぜ失敗したか、或いはせざるを得なかつたかといふことを考えて見ますと、その原因といつたしましてはいろいろ／＼な事情があつたと思ひますが、その最も大きな原因は、産業界の事情に精通してない一般行政官吏

が、この産業統制という一般行政とは全然性質を異にした知識と經驗を必要とする仕事を担当して、而も他方において産業界の事情を行政面に反映させるような活きた有機的な組織を持たなかつた、というよりはむしろ官僚がそういう組織を持つことを意識的に無視したために、結局現実から遊離したといふゆる官僚統制或いは官僚独裁といふ弊害に落ちたのではないかと、こう思ふ次第であります。この意味におきまして、この度の物調法の改正に際しまして、物資需給調整の基本方針或いはその他の何といたしますか、一般的事項を審議するために物資需給調整審議会といつたようなものを設置することにしたのは、誠に時宜に適した措置であると考えざる次第であります。ただ産業界といつたしまして遺憾に堪えないことは、この物調法が最初に成立しました時の、先に申しました第二條の規定にあつたような、民間産業団体の自主統制が認められなかつたといふことでもあります。國際情勢の進展に伴ひまして、私は必ずしも統制の強化が今後ひどくなるばかりは考えません。物資の種類によりましては配給統制或いは消費割當というふうなものを行わなければならないようなことになつたといひまして、それを實情にマッチするように行つためには、工場とか或いは鉱山の事情に精通し、又現場事情に關して詳細な知識を持つ正確な判断を必要といたしますが、それは現実に企業をその場において經營している企業

經營者だけがでることでありまして、事務的に坐つておる官吏がでることではないのであります。これは決して官吏の才能が劣つておるといふことを意味するものではないのであります。もと／＼官吏の担当している仕事そのものの、職能そのものが違つておるといふことから来る次第であります。勿論こういつたからとしまして、私も、私どもは統制が完全に民間の自治統制に任ざるべきであるといふふうなむちやなことを主張するものではないのであります。例えば早い話が、鉄鋼を例にとりまして見ると、鉄鋼をどの産業部門にどういふふうな割當するか、こういうような産業別の部門別の割當、こういうようなものはこれは勿論初めから政府の決定すべきことであります。例えば鉄鋼業者といつたような者が決定すべき筋合のものではないのであります。實際におきまして又鉄鋼業者のうちで誰一人そういうことを主張した人もなければ、現にそういうようなことを主張している人もないのであります。産業界が要求しておるのは、こういう産業部門別の割當をきめる場合に、事情に精通した生産者及び消費者の意見が十分反映されるような組織を作ることでありまして、第二には、又産業部門別に割當てられました枠の中で、その割當をどの会社のどの工場にどれだけ割當てるかといふような会社別或いは工場別の割當は、これは如何なる団体にもといふわけにも参りますまいが、その資格ありと認めら

といったような機関が、国家的な見地から見て必要であるというふうな場合には、それらの物資の主務官庁の承認を条件といたしまして、必要な協定を行わせることができるというふうな、第五條の一号、二号、団体法であります。五條の一号、二号に例外規定を設ける必要があるのではないかと、思う次第でございます。ややもすると、産業界からこういうこと申上げますと、私的独占の排除という独禁法の根本精神そのものを嫌がつておるのか、のように取られがちであります。私どもはこの独禁法が狙つておる根本精神そのものは飽くまでこれを尊重すべきであると思つておる次第であります。ただ独禁法或いは団体法の中には根本精神が正しいとしても、日本の土壌、風土、氣候に適していないという点がありますので、その点を申上げておる次第であります。誤解のないようにお願いしたいと思つ次第であります。即ち業界、業者が不当に値段を吊り上げたり、或いは不当に高い値段をそのまま維持しようとするように価格協定をしたり、生産制限をするというところは、これは公共の利益に反するということ見地からもと／＼許さるべきことではないのでありますから、業者の独占支配を排しようとする独禁法の根本精神は飽くまでこれを尊重しなければならぬのであります。ただ併し、先ほど申述べましたような日本の経済の特殊性から来る安定性の乏しいという点からいたしまして、自由に放つておいたのでは、ときとすれば非常な生産不足になり、ときとしては非常な生産過剰になるといふ、この弊りがあつちこち行くのが非常に敏感な日

本の経済の事情といたしましては、又場合によりましては、これは現在の日本が置かれておる国際市場の特殊性もあるのかと思つて、国際競争における我が国の非常なるハンディキャップを受けて、国民経済全体として非常な損をしておるといふような場合に、誰のために、一体こういう独禁法、或いは事業者団体法というものが誰の利益を擁護しておるかということをよくよく考へて頂きたいと思つておる次第です。併しそういうような万一の場合に備へるためには、事業者団体法を廃止し、或いは改正しただけではどうしても不十分でありまして、先ほど申述べましたように、これと同時に独禁法の第四條及び第六條の規定を同じような趣旨で緩和いたしまして、例えば公正取引委員会が国民経済的な見地から必要である、止むを得ない、止むを得ないといふ場合には協定も差支えないというふうな但書を附けることが必要であると思つておる次第です。この点世上、最近統制の問題がやかましくなつて、自主統制か官僚統制かというよう

な議論が盛んに行われておるようでありまして、往々にして、そういう業者に業者の団体に或る程度の権能を委任することは、それ自体がカルテル統制であるといふふうなところでもない議論を盛んに見受けるのであります。私はそれはカルテル統制ではない、カルテル統制といふのは御承知のように先ほど申しましたように、業界が自分勝手利益のために価格協定をしたり、生産制限をしたりする私的な統制であります。先ほど申しましたようにそれと丁度逆の、生産制限どころか生産

資材の割当もしようというふうな、丁度それと逆な統制をやる場合には、それが例えばいわゆる自主統制と呼ばれようといふと何と云へばよく本質的にはこれは国家統制である。国家統制の機能の一部業界にそれを代行させるというに過ぎないものでありますから、そういうものをカルテル統制と呼ぶのはまるでカテルの何ものか知らない人々の意見であります。そういう意味からいたしまして、私はこれはこの場合統制は国家統制である、従つて業界の利益のためにやるものではないといふことをくれ／＼も考へて頂きたいと思つておる次第です。そういう意味からいたしまして、この独禁法第四條或いは第六條の絶対的な禁止規定に但書を附けて、そういう国家的な見地から見た必要のあることをやらせるといふふうな方針でこれを改正してもらいたい。こうして初めてこの独禁法には第二章の私的独占とか、或いは不当なる取引制限といふものは公共の利益に反した場合に言うのだということが第二條の定義にはつきり出しておるのであります。こういうふうな絶対的な禁止規定があるためにこの第二條にそういう公共の利益に反してという文書が書いてあるけれども、何ら役に立っていないのであります。そういう意味合からいたしまして、その第二條の定義にある独禁法の根本理念をよく生かす意味においてそういう但書が必要ではないか、つまり公共の利益に反しない場合にはそれは差支えない、そういうふうな但書を入れて初めて独禁法第二條のこの私的独占といふものの定義が生きて来るのであります。現在このままですと、あの定義の中か

ら公共の利益に反してという字句はとつても差支えないような感じがするのではありません。独禁法につきましてはその他問題があると思つて、今日の問題につきましてはその点だけと申述べまして、なお詳しくは独禁法につきましても同様に産業界の要望を、これに関する意見を取りまとめたものが用意してございますので、一々の條文について詳しいことはそれについて御覽を頂きたいと思つ次第でございます。

○委員長(佐々木良作君) 有難うございました。

御質問は、全部済んだとお願ひしたほうがいいと思つて、よろしうございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは次に企業関係の立場から御覽になりました統制経済の今の状態についての御発言を、全日本中小工業協議会の副委員長であります中島英信君にお願いいたします。

○証人(中島英信君) 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案が出ておるようでございますが、これについて最初一般的な結論だけを申し上げたいと思ひます。

大体においてこの趣旨は中小企業の立場から見ても賛成いたすものであります。この第一の有効期間の延長という点であります。現在残されておる統制品目は非常に数が少なくなつております。これらのものは現在なお統制の存続を必要とするものが認められま

す。で中小企業に特に関係のあるものでは相当に強く存続を必要とするようなものの中にはあるのであります。それについてはいささか度々申上げますが、そういう意味でこの有効期限の一年間延長ということには賛成をいたすものであります。

なお第二番目の物資需給調整審議会を設置する点も同様であります。ただこれについて特に中小企業の立場から申上げて置きたいことは、この審議会の公正なる運営であります。これは政令によつて定められることになつておると思ひますけれども、実際には相当に影響の大きい問題でありますので、一言申上げて見たいと思ひます。それはいろいろ／＼この審議会が設けられる際に、民間産業界からもそれ／＼代表が参加する場合が多いのでございませうけれども、中小企業関係の事情なり、意見を反映し得るような人が参加することは非常に稀なのであります。そのためにこれは審議会に限らず、一般に経済施策が行なわれます場合に、この中小企業はこの施策の真点になるといふことが従来までに多く見られておるところであります。従つていさ／＼な経済政策が実施されるに當つて中小企業にいろ／＼なしわ寄せが行なわれて来る。これは皆さんもいろ／＼な点において御覽になるところであると思ひます。各種の政策が実施されるに當つてこのような中小企業が場合によつたならば犠牲にされる、或いは被害者の立場に立つといふようなことが少なくないのであります。こゝろ一つた点を防いで公正な産業政策の実施という面から見て、審議会のような機関にはやはり中小企業の実情に通じ、且つそのあり方について正しい識見を持つておる者を加えるということが是非必要であるといふふうな考へます。従つて

単に民間から民間の産業人を加えると言ふ場合には、当然中小企業関係の代表も加えてこつた被害を除去することが必要であると考へます。

それ、特殊の生産、配給の規制等の場合に当然利害関係が若干異つて来るわけでありませう。例えば専門の分野の中でも原料部門を小数の大企業が持つておる、その供給を受けて中小企業者が生産をしておるといつたようなものになりますと、かなり変つた性格を現わして来るわけでありませう。例えばメリヤスの加工といったようなものがあります。これは殆んど全部中小工業と言つてよいのであります。こゝういふものの原料は例えば綿メリヤスであります、やはり紡績会社から提供される。こゝういふ場合にこれが単なる自由放任ということになりますと、メリヤス業者の手に材料が十分に渡らなういふような場合が非常に懸念されるわけでありませう。又自主統制といつたような形をとつた場合にもこれは實際的にそのほうへ材料が廻らなういふようなこともでき上つて来る。こゝういふ意味でこゝういふ特殊な部門、即ち原料部門が少数の大企業に独占といつては言い過ぎかも知れませんが、大体占められておる。こゝういつたような関係に立つておるとこゝろにあつては、やはり国家的な見地から公正な割当てその他をするといふ必要もあるわけでありませうから、こゝういふ業種に属する人たちはやはり或る種の統制といふものを經濟情勢によつては必要と考へておるわけでありませう。つまり非常に原料の供給が多い場合には勿論別でありませうが、現在のような程度の場合においては、むしろ統制によつて公平な、公正な經濟活動ができる、こゝういふような状況であります。これは現在の物調法のやはり指定品目の中にも入つておるのであります。こゝういつた品目については

第三の点についても別に意見はございませう。

やはり存続するといふことがその中小企業のために必要だ、こゝういふような関係になつておるのであります。なお逆に又統制といふものを余り好まない業種といふものも相当にこれはあります。その点は先ほどお断りしましたように、業種により、或いは又規模等によつてそれ、利害関係が若干内部的に異つておるわけでありませう。一般的に統制についてこれを歓迎する者は少いのであります。殊に中小企業は自由企業的な性格を非常に強く持つております。それから戦時中に行われました經濟統制の或る意味で被害者であつた。こゝういふ經驗からして主觀的には殆んど經濟統制といふものを好まないわけでありませう。但し私も中小企業者でありますけれども、中小企業者といふものは若干割合に經驗だけによつてものを考へ、或いは若干近視眼的なところもあるわけでありまして、従つてこれを客觀的に見た場合に果してどういふような形が利益であるかといふことについては検討を要する点もあるかと思つております。ですから統制につきましては統制が絶対的にいいとか、絶対に悪いとかいふことは一概には言えないといふ考へであります。つまり統制の目的なり、方法なり、内容なり、形なりによつてそれ、関係が違つて来る、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。結局要點としましては、中小企業の存続發展ができるような方向に向けること、そのためには資材の配給等に関して言へば、資材の配給が公平に行なわれるといふことが行なわれるならばいいのでありまして、従つてこゝういふ方法なり、形を統制が

その中にこの物調法に関する問題についてもお断りして置きたいと思ひます。最初お断りして置きたいと思ひますことは、中小企業と一般に言ひますけれども、実は内容がかなり複雑になつております。従つて例えば統制經濟に関する意見を聞きまして、或る者は絶対に反対であるといふような意見を言ひ、中には賛成といつたような意見を申述べる場合もあり得るわけでありませうから、これは業種が違ひ、規模が違ひに従つて統制の及ぼす影響なり、或いは統制と関連した利害関係といつたようなものがそれ、異なる点があるからであります。例えば業種の面で大きく商業と工業或いはその他の事業と見た場合に、商業と工業でも同じ中小企業で以て物資の配給その他に関しては当然利害関係が異つておるわけでありませう。又同じ製造工業の中におきましてもいろいろな分野があります。例えば中小企業だけで占められておるような産業分野、つまり中小企業の専門的な分野があります。又大企業と中小企業が併存して競合しておるような分野があります。こゝういつた場合には

とるかといふことによつて、それ、方法に對する是非の見解が出て来るわけでありませう。即ち一般的に言ひますといふと、經濟統制によつて活動がそれ、制限をされ不便になり、又能率やその他の成績が非常に害されるわけでありませうが、統制自体はでき得べくんばやはり避けたほうがいいといふわけでありませう。但し特殊の經濟情勢の場合においては公平な、妥當な方法をとられることがときには必要な場合がある、こゝういふような意味でありませう。それは丁度消費物資について言へば、非常に食糧が不足なときには貧乏な人間には却つて統制があることによつて却つて食糧を確保できることといふようなのと同じ意味になると思ひます。それで統制の必要、特に現在の事態において統制が必要であるかどうかといふような点について次に申上げたと思ひますが、現在でもやは經濟統制が若干行なれておるわけでありませう。従つて完全な自由經濟ではないわけでありませうが、これは實情から言ひまし、恐らく現在の經濟を完全な自由放任状況に置くといふことは困難であると思ひます。そゝういつた場合には不公正な競争も起りやすいし、或いは消費者の利益を害するといふこともできますし、又經濟秩序を混乱させる場合もあるわけでありませうからして、完全な統制の撤廃、或いは完全な自由競争といふことが必ずしも適當でなういふような條件の下にどういふような統制をするかといふことにあると思ひますが、大体私が考へておりますのは、統制が必要な場合といふのは、需要と供給の関係が非常に食い違

つて来る、いわゆるアンバランスになつてゐるような場合、或いは經濟變動が非常に急激に行なわれる場合、例えば物価等が非常に急速に激しく變動する、こゝういつたような場合にはやはり或る程度のこれに對する措置が必要であります。つまり資材が非常に少い場合、或いはインフレーションの激しい場合といふことになると思ひます。それで現在果してこゝういふような状況にあるかどうかといふことであります。一般に言ひられておりますけれども、非鉄金屬などは相當に資材が足りなくなつて来ております。一方又価格が上つて来ております。中小企業でも一般にこゝういふものを原料として使う中小企業は原料の獲得難、或いは原料高、製品安と言つたような状況に悩まされてゐる状況であります。これを統制したほうがいいか、自由のままのほうがいいかといふことになつて、それは業者のそれ、立場によつても違ひます。併し足りなくとも自由な状況になつておれば自分の腕で以て幾らでも取つて行くんだから自由のほうがいい。こゝういふ考へを持つてゐる者もありませう。それから一方ではできるだけ公正にやはり割當られ、且つ適正な價格で手に入るような方法をとられることが必要であるといふような見解もありませうし、どちらかと言ひますと、中小企業の場合は統制された場合には從來のようない統制が行なわれると、その割當の對象から除外されるかといふような懸念もあり、又割當をもちかうとして非常に少くとも實際には役に立たない

やはり存続するといふことがその中小企業のために必要だ、こゝういふような関係になつておるのであります。なお逆に又統制といふものを余り好まない業種といふものも相当にこれはあります。その点は先ほどお断りしましたように、業種により、或いは又規模等によつてそれ、利害関係が若干内部的に異つておるわけでありませう。一般的に統制についてこれを歓迎する者は少いのであります。殊に中小企業は自由企業的な性格を非常に強く持つております。それから戦時中に行われました經濟統制の或る意味で被害者であつた。こゝういふ經驗からして主觀的には殆んど經濟統制といふものを好まないわけでありませう。但し私も中小企業者でありますけれども、中小企業者といふものは若干割合に經驗だけによつてものを考へ、或いは若干近視眼的なところもあるわけでありまして、従つてこれを客觀的に見た場合に果してどういふような形が利益であるかといふことについては検討を要する点もあるかと思つております。ですから統制につきましては統制が絶対的にいいとか、絶対に悪いとかいふことは一概には言えないといふ考へであります。つまり統制の目的なり、方法なり、内容なり、形なりによつてそれ、関係が違つて来る、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。結局要點としましては、中小企業の存続發展ができるような方向に向けること、そのためには資材の配給等に関して言へば、資材の配給が公平に行なわれるといふことが行なわれるならばいいのでありまして、従つてこゝういふ方法なり、形を統制が

とるかといふことによつて、それ、方法に對する是非の見解が出て来るわけでありませう。即ち一般的に言ひますといふと、經濟統制によつて活動がそれ、制限をされ不便になり、又能率やその他の成績が非常に害されるわけでありませうが、統制自体はでき得べくんばやはり避けたほうがいいといふわけでありませう。但し特殊の經濟情勢の場合においては公平な、妥當な方法をとられることがときには必要な場合がある、こゝういふような意味でありませう。それは丁度消費物資について言へば、非常に食糧が不足なときには貧乏な人間には却つて統制があることによつて却つて食糧を確保できることといふようなのと同じ意味になると思ひます。それで統制の必要、特に現在の事態において統制が必要であるかどうかといふような点について次に申上げたと思ひますが、現在でもやは經濟統制が若干行なれておるわけでありませう。従つて完全な自由經濟ではないわけでありませうが、これは實情から言ひまし、恐らく現在の經濟を完全な自由放任状況に置くといふことは困難であると思ひます。そゝういつた場合には不公正な競争も起りやすいし、或いは消費者の利益を害するといふこともできますし、又經濟秩序を混乱させる場合もあるわけでありませうからして、完全な統制の撤廃、或いは完全な自由競争といふことが必ずしも適當でなういふような條件の下にどういふような統制をするかといふことにあると思ひますが、大体私が考へておりますのは、統制が必要な場合といふのは、需要と供給の関係が非常に食い違

やはり存続するといふことがその中小企業のために必要だ、こゝういふような関係になつておるのであります。なお逆に又統制といふものを余り好まない業種といふものも相当にこれはあります。その点は先ほどお断りしましたように、業種により、或いは又規模等によつてそれ、利害関係が若干内部的に異つておるわけでありませう。一般的に統制についてこれを歓迎する者は少いのであります。殊に中小企業は自由企業的な性格を非常に強く持つております。それから戦時中に行われました經濟統制の或る意味で被害者であつた。こゝういふ經驗からして主觀的には殆んど經濟統制といふものを好まないわけでありませう。但し私も中小企業者でありますけれども、中小企業者といふものは若干割合に經驗だけによつてものを考へ、或いは若干近視眼的なところもあるわけでありまして、従つてこれを客觀的に見た場合に果してどういふような形が利益であるかといふことについては検討を要する点もあるかと思つております。ですから統制につきましては統制が絶対的にいいとか、絶対に悪いとかいふことは一概には言えないといふ考へであります。つまり統制の目的なり、方法なり、内容なり、形なりによつてそれ、関係が違つて来る、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。結局要點としましては、中小企業の存続發展ができるような方向に向けること、そのためには資材の配給等に関して言へば、資材の配給が公平に行なわれるといふことが行なわれるならばいいのでありまして、従つてこゝういふ方法なり、形を統制が

とるかといふことによつて、それ、方法に對する是非の見解が出て来るわけでありませう。即ち一般的に言ひますといふと、經濟統制によつて活動がそれ、制限をされ不便になり、又能率やその他の成績が非常に害されるわけでありませうが、統制自体はでき得べくんばやはり避けたほうがいいといふわけでありませう。但し特殊の經濟情勢の場合においては公平な、妥當な方法をとられることがときには必要な場合がある、こゝういふような意味でありませう。それは丁度消費物資について言へば、非常に食糧が不足なときには貧乏な人間には却つて統制があることによつて却つて食糧を確保できることといふようなのと同じ意味になると思ひます。それで統制の必要、特に現在の事態において統制が必要であるかどうかといふような点について次に申上げたと思ひますが、現在でもやは經濟統制が若干行なれておるわけでありませう。従つて完全な自由經濟ではないわけでありませうが、これは實情から言ひまし、恐らく現在の經濟を完全な自由放任状況に置くといふことは困難であると思ひます。そゝういつた場合には不公正な競争も起りやすいし、或いは消費者の利益を害するといふこともできますし、又經濟秩序を混乱させる場合もあるわけでありませうからして、完全な統制の撤廃、或いは完全な自由競争といふことが必ずしも適當でなういふような條件の下にどういふような統制をするかといふことにあると思ひますが、大体私が考へておりますのは、統制が必要な場合といふのは、需要と供給の関係が非常に食い違

やはり存続するといふことがその中小企業のために必要だ、こゝういふような関係になつておるのであります。なお逆に又統制といふものを余り好まない業種といふものも相当にこれはあります。その点は先ほどお断りしましたように、業種により、或いは又規模等によつてそれ、利害関係が若干内部的に異つておるわけでありませう。一般的に統制についてこれを歓迎する者は少いのであります。殊に中小企業は自由企業的な性格を非常に強く持つております。それから戦時中に行われました經濟統制の或る意味で被害者であつた。こゝういふ經驗からして主觀的には殆んど經濟統制といふものを好まないわけでありませう。但し私も中小企業者でありますけれども、中小企業者といふものは若干割合に經驗だけによつてものを考へ、或いは若干近視眼的なところもあるわけでありまして、従つてこれを客觀的に見た場合に果してどういふような形が利益であるかといふことについては検討を要する点もあるかと思つております。ですから統制につきましては統制が絶対的にいいとか、絶対に悪いとかいふことは一概には言えないといふ考へであります。つまり統制の目的なり、方法なり、内容なり、形なりによつてそれ、関係が違つて来る、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。結局要點としましては、中小企業の存続發展ができるような方向に向けること、そのためには資材の配給等に関して言へば、資材の配給が公平に行なわれるといふことが行なわれるならばいいのでありまして、従つてこゝういふ方法なり、形を統制が

とるかといふことによつて、それ、方法に對する是非の見解が出て来るわけでありませう。即ち一般的に言ひますといふと、經濟統制によつて活動がそれ、制限をされ不便になり、又能率やその他の成績が非常に害されるわけでありませうが、統制自体はでき得べくんばやはり避けたほうがいいといふわけでありませう。但し特殊の經濟情勢の場合においては公平な、妥當な方法をとられることがときには必要な場合がある、こゝういふような意味でありませう。それは丁度消費物資について言へば、非常に食糧が不足なときには貧乏な人間には却つて統制があることによつて却つて食糧を確保できることといふようなのと同じ意味になると思ひます。それで統制の必要、特に現在の事態において統制が必要であるかどうかといふような点について次に申上げたと思ひますが、現在でもやは經濟統制が若干行なれておるわけでありませう。従つて完全な自由經濟ではないわけでありませうが、これは實情から言ひまし、恐らく現在の經濟を完全な自由放任状況に置くといふことは困難であると思ひます。そゝういつた場合には不公正な競争も起りやすいし、或いは消費者の利益を害するといふこともできますし、又經濟秩序を混乱させる場合もあるわけでありませうからして、完全な統制の撤廃、或いは完全な自由競争といふことが必ずしも適當でなういふような條件の下にどういふような統制をするかといふことにあると思ひますが、大体私が考へておりますのは、統制が必要な場合といふのは、需要と供給の関係が非常に食い違

という場合もある。又割当によつて物資を實際に獲得する場合には非常に手数がかかる、煩雑になるという点もあるために、概して統制を避けることができるならば統制を避けて、こういった物の供給がもつと潤沢に行われるような面において経済の政策を進めるといつたようなことが望ましいといふようなことが大体一般の見解でありまして、その他非鉄金属以外のものについても最近原料の面においては相当窮屈になつて来ておりますが、大体同じような見解ですけれども、但しこれもそういった狭い視野からでなしに、現在の国際的な政治経済の状況から見ても、今後ますますこの材料の不足が甚だしくなつて来る、そうしてそれは長期に亘るだろうという見通しにとられるならば、この場合には全体的な視野から見て、或いは統制というものも場合によつては避けられない場合もあるのではないかとすることも考えられますが、その場合には、次に述べますけれども、適正な公平な配給の統制方法をとつてもいいといふようなところろが一般の要請となつておるのであります。勿論資材が単に不足するといつた面からだけでなしに、非常に各種の資材についても、或いはその他の物価、その他についても不均衡がある場合には、若干こういうものを是正して行く必要があると思ひますが、中小企業の方というものは経済的には余り強くない、つまり社会経済の内部におけるこの地位なり力というものは、その数の割合には割合に弱いものでありますからして、そういった面に十分に自分たちの地位を、自分たちの利益を守るといふことができない。その關係からし

て経済の非常な変動が激しいといふとその場を食うといふことが非常に多いわけでありまして、従つて若しそういったような懸念が多い場合には、大局的な見地から見てやはり経済安定の施策を講じてもらふ必要がある。現在経済九原則以来とられて来ているところの経済安定政策は、重点がどちらかというと通貨資金にあるわけでありまして、やはり本當の意味で国民の経済生活は安定に直結するといふよりも、むしろそういった財政、金融面における安定という面が強いわけでありまして、もつと広汎に、やはり国民経済の均衡安定を図り得るような政策が根本的には必要であるといふふうにか考へております。併し統制をすぐするか否かといふことは別として、そういうふうな見地から絶えず国家として経済情勢に対する調査なり測定なり、或いは計画といつたものは絶えず必要であるわけでありまして、つまり混乱が起つてから措置をとるといふことではなしに、そういうことが起らないような予防的な意味において、それに対する準備といふものは絶えず必要である、こういうふうにか考へております。それでそういった点から見た場合に、現在の事態はどうであるかといふ点であります。この点は現在の朝鮮事変等は或る意味で世界的な戦争に繋がつておる面があると共に、或る面においては局部的である、こういったものに対する見通しに対する判断は我々として非常に困難なわけでありましてけれども、併し恐らく世界的に一つの準戦時体制的な形において進みつつあるといふことは大体において言えるのではない

いかと思ふのであります。こういった点を考えますといふと、でき得るだけ統制を避けて行くことも、仮にこの状況が進んだ場合には何らかの経済統制をやらなければならぬ。或いは部分的に、或いはそれを段階的に行ふことも考えなければならぬ。こういったものがあると思ふのであります。そういった点を一応見た場合には、やはりただ単に統制は好ましくないといふことばかりはいつておられないわけでありまして、それで我々の立場としては、結局統制が若しも避けられないといふような場合には先ほど申し上げましたように、この統制の目標と方法といふものについてあらかじめ絶えず検討を加えて置く必要があると考へております。その点ではこれはまあ一般的にしばしば指摘されておるわけでありまして、私らが特に申上げることはないのでありますけれども、戦時中に行われた統制と今後行われる統制とは基本的にいろいろ異なる状況が違つてあります。つまり直接日本が戦争をやることを目標として行ふものではなしに、やはりこれは主として外部的な關係のほが主になつておるといふこと、日本の場合にはどうしても生活のやはり安定といふ点と結び付かなければならぬといふこと、特に我々はこの前に行われた統制の場合には、非常に多くの中小企業は実は転業をさせられたり、陸軍をさせられたりしたわけでありまして、戦後になつて辛うじてこれが復活したといふ状況であります。そういったように、前に行われたような統制といふものが小数の例外はありますけれども、多くの中小企業には非常に打撃を与えたわけでありまして、従つてそ

いつた形における統制といふものを好まないことは言うまでもないわけでありまして、仮に統制が必要であつても中小企業の日本経済における重要性といふものを十分につかみ、且つ今後の日本の産業構造の中に中小企業の占める位置といふものをできるだけ公正につかんで、その上に立つてこうしたものが当然に生き残つて行つて、且つ国民経済の全体に寄与するようなことを目標としてやはり考へられる必要があると考へております。その点は特に必要なことでありまして、若しその目標がはつきりしておつて、そうして統制がとられるならばおのずから方法もここに出て来るわけでありまして、決して、必ずしも犠牲者にならなくても済むといふわけでありまして、これは実例を申上げますと、戦後例えば油脂なら油脂工業で石けんの關係の統制が行われておりました。この統制が集中生産の問題が起ると同時に非常に要つたわけでありまして、その意味において或る部分この統制が外されたのであります。が、そのときにどういふ現象が起つたかといふと、その後において殆んど大部分の中小石けん業者といふものは没落してしまつたわけでありまして、塗料などにおいても同様なことが起つたわけでありまして、これは勿論前の戦後最初の時期に行われておつた統制がいかに悪いかといふ点については、若干批判の余地があるかも知れませんが、これも、つまり統制されておつた時期において却つて中小企業といふものが比較的安定をした營業をしておつた。それが一部分或いは大部分自由競争の中にいきなり放り出されると、却つて急にそれが没落してしまつた。こういった

た例もあるわけでありまして、これは要するに統制の方法の如何によつては中小企業も適正に生きて行くことができる。これを急激に変化を与えたり、或いはこの状況が非常に不利なときに、いきなり自由競争の中にぶち込まれるといふことは却つて生きて行けない場合が出て来ます。自由競争が最初から行われておる場合はこれは別でありまして、けれども、そういうような実例もあるわけでありまして、従つて統制を歓迎するといふ意味ではないのであります。が、若し統制が必要な場合、多くの法律がなければ、これは必ずしも中小企業に打撃をそれほど与えなくても済むといふわけでありまして、こういった点に十分な考慮をされる必要があるわけでありまして、そうしてこれは私先ほどの委員長のお話で、現在の経済統制というお話でありました。若干将来に亘つてずれるかも知れませんが、けれども、現在そういうふうな新しい経済統制に或いは入るかも知れないというふうな状況でありますからして、それに一つ若干附加して申上げたいと思ひます。それは若しも今後そういう経済統制が必要だといふことになつた場合には、適正な方法をとるためにはやはり最初から統制に關係する法規の中で中小企業に關係する措置を十分に織り込んで行くことが必要であります。この点はアメリカの最近の国防生産法などを見ても、かなりはつきりと中小企業に対する考慮といふものが中に払われておるようであります。国防生産法のちよつと條文を忘れまして、けれども、第七章の中に、基本的に中小企業に対する保護の、或いは適正な考慮を払ふやならんといふこ

とが原則的に一応諷つてあります。なお国防生産関係の機関の中には中小企業に対する専門の機関というものが設けられております。そうして政府が発注する場合にもどういふものを発注するかというのを中小企業者にあらかじめ知らせる、それから価格等についてもあらかじめこれに対して考慮を払えるような方法を講じて、つまり公平に中小企業も注文が受けられるといふたような点、或いは資材の配給についてもやはり受けられるといふたようなことを今度のアメリカの国防生産法の中にはつきりと規定しており、且つそれに基いてそういう中小企業面を専門に担当する機関というものが設けられておるわけでありまして。こういった点は今後若し日本においてそういう統制が考えられる場合には十分に参考にするべきことであると思ふのであります。これは単に中小企業をただ育成するとか、保護するとかいうような意味だけでなしに、そうすることによつて国家の財政支出の面においてもこれを合理化することができると思ふのであります。つまりできるだけ広い企業にこの受託の機会を与えるということによつて、比較的低廉な価格で能率的に生産する中小企業があつた場合には、そういうものにも発注するということがよつてこの調達の費用というものを軽減することもできるわけでありまして。こういう意味から言いますと、国家的に見ても財政の支出の面における合理化という問題を同時にこれは達成することができると思ふのであります。単に中小企業の利益を考へるということだけになしに、国家的な施策としてやはりプラス

してあります面が非常に多いのであります。従つてこれは今まで日本で行われたように中小企業はどうなつてもいい、そういうものは倒れてもかまわないのだといふたような考え方の上に立つた施策でなしに、中小企業といふものを本当に日本の経済の中に活して行くといふことを前提として、そうして公平なる施策がとれるような方法が望ましいわけでありまして。このアメリカの国防生産法の中小企業関係の問題については、なおいろいろ申し上げたいところがありますけれども、直接関係が余りございませぬから、今の要点に関する点だけを申し上げたのであります。それからなお特に関連のある統制の方法に關して一言申し上げて置きたいことは、統制のつまり対象になるものはいろいろあります。企業自体、直接企業に対してこの存続とか、拡大するとか、結合、或いは転換といふた問題も統制の対象になりますし、或いは資材、価格、賃金、労働力といふたようなものも対象になります。又資金に対して規制をすることもある、或いは生産、輸入に対する各種の制限をする、こういうふうないろいろありますが、恐らく日本の現状から言へば、問題になるのはこの資材の面と、或いは統制の価格の面と、その程度が主として現われると思ひます。併しこの資材だけを単にとつて統制をした場合に、或る種の資材が統制される場合に、その資材を主要な原料として作つておるところの製造工業におきましては、その資材が手に入らないならば、その企業自体はもうやめなければならぬといふような状況になるわけでありまして。従つて単に極く一部分の統制を行なつて

も、実際はこの統制の相手に関係のある企業にとつては企業の存続の問題に影響するわけでありまして。従つてこの場合にはその資材が必要があるから統制する、併しそのために企業は潰れるか、潰れないか、そういうことは知らんといふような形で行われる場合が非常に多いのであります。これは實際に非常に大きな問題でありまして、この形は自然淘汰といふような形をとつて、實際は或る意味で意識的に中小企業を淘汰するに等しいことになるわけでありまして。従つてこういういろいろな懸念がある場合には、併せて他の方面において中小企業の転換なり、或いは他の形における存続のできるような施策といふものと当然併せてやる必要があるのであるわけでありまして。従つて統制をできるだけ避ける、そうしてできるだけ必要があれば部分的に始めて行くといふ場合においても、最初から全面的な見通しだけはこれを持つて、そのために生じて来るところの弊害なり、産業に与える打撃といふものに対してはこれを救済する方法といふものを最初から用意されるべきであると思ふのであります。で、こういう場合に一番強い影響を受けるのは常に中小企業なのであります。こういう点がしばしば看過されて行われるといふことのためにその企業を失ひ、而もこれを大した経済政策の面についてその実情を反映させるといふような手を殆んど持たないために、泣き寝入りをするといふ実情が非常に多いわけでありまして。この点はそういうふうに統制の方法として部分的、或いは段階的な方法がとられる場合において、間接的に与える影響といふものを併せて考慮

する必要があるわけでありまして。それから最後にこの統制の機関と責任の問題であります。これはこの自主統制か、まあ官僚統制といふか、どつちなのかといふ問題がよく出ております。で、これはまあ官僚統制の場合には先ほど仲矢さんからお話がある通り、非常な弊害が伴うのであります。併しまあ自主統制の場合にも勿論若干伴う。ただ統制の本質から行くとやはり自主統制にも若干限界も勿論あると思ひます。これは詳しい細かい点は申し上げませんが、結論としてはこの両方のやはり弊害を避けてまあ両方のいいところのものをとつた形のものゝが結論としては出て来るのではないかと、いふふうに考えております。特に中小企業全体から見た場合に、或いは極く小部分の例かも知れませんが、先ほど申し上げたメリヤス業のような業種の場合をとりますと、そういう場合には自主統制がとられるといふことになるかと、恐らくこれは加工部門であるところの中小企業のほうはそのために殆んど逼塞させられてしまふ、こういう懸念もあるわけでありまして。従つてこれはそれ／＼の業界に於いてはやはり施策が必要であつて、全一画一的なものではあつてはいかぬのではないかと考えております。なお一〇〇％自主統制、一〇〇％官僚統制といふことは實際上行い得ないことであるので、これらについては適宜やはりそういう特徴を併せた方式といふものが当然考えられるべきものであると思ひます。それからまあそれに関連しまして、現在なお統制が行われておるわけでありまして、一つの傾向は、そういう場合に責任の所在が不明瞭になること、

このために業者は実は甚だ迷惑する場合があるわけでありまして。つまり切符は官庁で発行する、ところが現物を手に入れることができない、そういう場合などにその責任があるかといふことが非常に不明瞭になる場合がある。従つてこれは現在でもそういう場合が言われつつあるわけでありまして、このやや総合的な方式をとられる場合に特にその懸念ができて来ますので、この最後の責任、或いはこの部分的な責任も、すべてこの責任の所在をはつきりする。で仮に割当の切符を出したといふ場合には、それが必ず現物化するところまで徹底してそれを追及することができるようでなければ、切符はもらつたけれども仕事ができないといふようなことがしばしば／＼できるわけでありまして。この点で統制の機関について考える場合には、各機関の権限と責任を相当はつきりして行くことが必要であることとあります。そうしてこういうものを合せて……結局どんな場合にも若干の弊害はできて来ると思ひますので、そういう弊害ができて来る場合にはこれに対する救済の方法を考えて置く必要がある。つまり官僚統制を主とした場合には、実情のわからない人たちがかなり天降的に非能率的な統制をする。自主統制の場合には相当な力を持つた少数の企業に抑えられる場合がある。いわゆるボスのような場合にも不正な取扱を受けられるものが、たれの救済を受けるために何らかの公訴する手続なり方法が与えられる必要があると考へるわけでありまして。そのためには適正な委員会制度なり、一種の公聴会制度なり何か適当

な方法を以てそれに対する救済の手を打つて置く必要があると考えます。

大体予定の時間も過ぎたようであり、ますから、これで私の話は終りたいと思いますけれども、一般的に経済統制に対して中小企業の立場から申上げることは、経済統制の目標を適正な国民経済の全般にやはり置いて目標を立てる必要があるということ、つまりそれは内部の産業の構造的な関係をも十分に配慮する必要があるということです。それから統制の対象を細かく選択する場合に影響する間接的な影響も同時に考へて、中小企業の整備といったようなものを濫りに生じないように措置をするということでもあります。それから統制の機構についてはアメリカの国防生産法に見るように、基本的にはやはりこれに対する担当機関を設け、更にその下部の機関においては必ずしも自主統制でない、必ずしも官僚統制でないそれは実際に適合した組織を考へること。最後にこういったものから生じて出て来るものの弊害というものも若干考へられますので、これに対しては特にその犠牲者になり易い、被害者になり易い中小企業のために、これに対する救済の方法があらかじめやはり考へられてなければならぬのではないかという点を申上げたつもりであります。これで私の話は終りたいと思います。

○委員長(佐々木良作君) 有難うございました。

最後に今度の改正法におきまして、需給調整審議会というものができておりますが、特にこの審議会の性格に重点を置いて頂きまして、専修大学の教授の小林義雄君にお願いいたします。

○証人(小林義雄君) 物調法の改正につきまして、私は先ず第一に需給統制の必然性という問題について、それから第二番目に物資の需給統制とそれによつて利益を受けるものとの関係について、それから第三番目に今委員長からお話ございました物資需給調整審議会につきまして若干の意見を述べてみたいと思います。若しなお時間がございましたら、その他の点についても多少触れるつもりでございます。

資本主義の経済が成熟期或いは老成期に入つて参りました今日において、青年期或いは壮年期といったような時代に与つたものと同一な完全な自由経済の建前というものを今ここでどううといたしますと、資本主義経済の矛盾というものが非常にひどくなつて来る。経済の順調なる発展ということが困難になるといふことは現在では一般に広く認められていふところでありまして、これは今更詳しく申上げることも必要でないと思ひますが、従つて戦時とか或いは戦後の混乱時については申すまでもなく、又平常の状態におきましても、現在の経済組織の下では何らかの経済統制がそれを好むと否にかかわらず必要であるといふことになるわけでありまして、こういうような原則的な観点から申しますならば、一昨年以来我が国におきまして自由経済といふことが盛んにもはやされ、又実際に統制が次々に撤廃されて来たにもかかわらず、戦後の経済統制の最も根幹とも言うべきこの物資需給調整法が、今その期限が到来したにもかかわらず更にこれを延長するといふことになりましたのは、むしろこれは当然な成行であると言つていいと思ひます。

更に現在の国際情勢の推移を考え合せますならば、このことはなお更当然のことであると言わなければならぬのであります。これは単に偶然的な事情によつてそうなつたのではなくて、深い事情から来たものである。つまり現在の経済及び社会の必然的な傾向によつてもたらされたものであるといふことができると思ふわけでありまして、仮に今若し現在のようない国際関係の逼迫といふものがなかつたといふして、恐らくその場合にはこのような統制とは或いは非常に形が違つていくかも知れませんが、併しとにかく何らかの統制といふものはなくては到底経済の運行といふものはやはり行われ得なかつたであらう。こういうふうな考えられるわけでありまして、ところで極く最近になりまして、米英の経済専門家とか、或いは業者などの間に、若しも現在このままで、第三次大戦が近い将来に起らないといふふうなままでは事態が推移するならば、その場合には仮に国際間の対立といふものは依然として相当残つておつても、軍需品の非常な過剰、或いは軍需品生産のための膨大な設備の過剰といふことが、そう遠くない或いは起つて来るかも知れないといふようなことが言われる。つまりピース・ケヤー、平和の脅威といふたようなことがしばしば言われることになつて来ておられます。このようになつて来ておられます。このようになつても無十分注意はしておかなければならぬと思ひますが、併し現在のところでは一応不足物資の需給統制を行う

といふこの法律の趣旨はそのままではやはりやつて行くよりしようがないじやないかといふふうに考えられます。同時に今後は情勢の激変の兆が出て来た場合には、速かにそれをキャッチし得るようになつて十分の注意をして行くといふことが必要ではないか、こう思ふわけでありまして。

次に第二の問題であります。先に述べましたように、この種の統制は必要であり、又不可避であるといふことが言われるとしても、それで直ちに従来の方々がそのまゝは認められるといふことにならないことは勿論であります。遠い過去の戦前或いは戦時中の統制については今ここで触れる必要もありませんが、戦後の統制、殊に物資の需給統制についてここに大きな問題があると思はれるわけでありまして。従来我が国が経験したことを率直に申述べますならば、無論統制については技術的な欠陥も幾多あつたし、又現にあるといふことは無論のことではありますが、併しそれよりも更に大きな問題として統制が行われる場合には、又統制を撤廃する、外す場合にも、その結果によつて利益を得るものが大体において大企業、大資本であつて、中小企業や国民の大多数の者の利益といふものは殆んど結果としては顧みられないといふのが普通である。こう言つても決して過言ではないと思ふのであります。それは必ずしも意識的にそういうことが行われるといふ場合はいかにも知れません。又多くの場合においてこれは結局現在の経済組織が生み出す弊害であるといふふうに考へて差支えないかと思ひます。低し国民の大多数の立場からいいますならば、このような弊

害が絶えず現われて来るということ、これは十分に考慮して何とかして是正しなければならぬ点であるといふふうに考へるわけでありまして。例えば現在綿糸の割当の問題について例をとつて考へて見ますと、綿糸の生産におきましては、輸出向けの綿糸製品が一番利益が大きい。それに比べると内需向けの製品は利益が少い。私は最近或る所で直接聞きましての表向きの計算通りで行けば、内需向けの綿糸製品を作つていく機屋さんでは殆んど利益といふものは出ない、むしろ赤字が出る。それは結局いわゆる出目といふものによつて漸く採算をとつていくというふうなことを極く最近でもやつておる状態でありまして。それに対して輸出製品のほうには相当な利益がある。ところが綿糸の割当におきましては、この輸出向けの製品を作る大紡績会社に対する割当が、無論その能力に比べて、非常に大きい。それに対して中小の機屋に対しては割当の率はその能力に比べてずっと低いといふふうになつております。その結果が御承知のように繊維産業においては非常に利益率が高い。最近でも大紡績会社の大体の今期の利益率は平均五十割を下らないといふような、非常に高い利益率が示されておる。それに対して中小企業のほうには遙かに成績が悪い。むしろ非常に苦しい状態にあるといふふうなことでありまして。これらを考へて見ますと、つまり一方でそういう大企業においては非常に大きな利益が上る、ところが同じ仕事をやつて行ける中小企業では、やつと仕事を続けて行けるといふたような状態であるのをそのまま野放しのままに放つてある。而もそれに

生産資材の統制というものが結び付いておるというようなことであります。ならば、これは何としても大きな問題としていいのじやないかというふうに考へるわけでありま。

それから又これは多少問題が違いますが、現在最も不足しております物資としてしばしば挙げられますニッケルとか、或いはコバルトとかいつたやうな非常に不足している物資についてであります。さつき中島さんがちよつとお触れになりました通り、こういう非鉄金属の一部のものは非常に不足している。殊に朝鮮動乱以来ニッケルのごときは闇値が七倍にも八倍にも上昇した。そうしてその入手については非常に困難である。小さな中小企業におきましては闇でこれをどん／＼買つとか、或いは相当のストックをしても在庫の申告をしないといつたやうな者はとにかくとしまして、大体においてまともに仕事をやつてゐるところではニッケルの入手は殆んどできない。従つてニッケルを主として使つてゐるやうな中小企業では、今後資材の不足のために仕事ができないというやうな状態も出て来るのではないかと、やうなことも聞いております。現在表面にわかつてゐる在庫というものは必要量の大体、一月分にも足りないといつたやうな状態である。こゝいつたやうな状態で、そうして資材の統制をやつて行くといふことになりました場合に、この統制を適正な妥協なものにして行くといふことについては、はよほど深い考慮がないと、結局はやはり大企業が非常に有利な立場に立つて中小企業は非常に不利な立場に立つといふ、そういう結果が当然現われて来るのでは

ないかと思つてあります。これにつきまして、過去においては統制の撤廃が行われたという場合に、それは大体大企業に有利な場合に統制の撤廃が行われて来たのであります。それが、同様に統制を新たに行うとか、或いは統制を存続するといふやうな場合に、結局大企業にとつてその必要があるといふやうな場合には行われるといふことがはつきり考えられるわけでありま。で、こゝにいたしますと、結局統制といつてもそれはいわゆる大企業の自主統制、大企業がみずからの利益のために自主統制といふものと殆んど変らないと、効果においては大きな差がないといふたやうなことになるわけでありま。この点は何としても国民全体の立場から言つてこゝに弊を改めるといふことにならなければ、今回の改正の意義といふものは非常に減殺されるといふことになると思つてあります。

それでこゝにいつたやうな弊害を是正するといふ理由からも、物資需給調整審議会といふものの設置が考えられてゐるということも言われているわけでありま。そこでこの第三の物資需給調整審議会の問題に入りたいと思つてます。新聞その他で伝えられてゐるところによりますと、政府は物調法の期限が切れるに當つて、今後はいわゆる自主統制の方式で行くといふ考え方を先ず持つた。業界でも無論この方式に対しては非常に賛成である。ところが自主統制はどうしても司令部の認めるところにならなかつた、こゝにいつたやうな結果が従来といふやうな官庁統制ではどうしても困るということから、結局その

中間の方式である審議会といふものを設けるやり方をとるということになつたのではないかと、私はまあ想像するわけでありま。日本側における業者の自主統制といふやうな方式が現在殆んど全く認められる可能性がないといふことは、何もわざわざ試して見なくても十分にこれは察知できるところであると思つてます。若しもこの点をそうでないと思つていたとすれば、それは大変な思い違いと言つていいのだからと思つてますが、併しとにかく審議会といふものがどういつた機能を持ち得るかといふことはこれ又非常に問題であると思つてます。現在のところ私もこれはこの審議会はどのような組織を持ち、どのような構成を以て、又どのように運営されるかといふことについては、ただ法律案の上では政令に譲るということがあつただけで十分知ることができませんが、併し法律案内容の説明書にちよつと出ておるところを見ますと、民間の学識経験者で構成されるというように見えております。それははいわゆる従来通りの学識経験者であるといふと、そして又而も法律案にあるように安定本部総裁の諮問に應じ、方策の審議と建議を行うのだといふものであるといふとすれば、どうもこれは従来多くの例のある全くおなじみの存在となつてしまふ危険がかなりあるのではないかと、こゝに思つてあります。若しそうだといふと、それは結局統制本部、或いはその他の官庁だけで直接需給の統制を行つて、審議会などといつたやうなものは全くなかつた従来の場合と殆んど変りがないものになつてしまふのではないかと思つてあります。

す。巷間では今度の物調法の改正について官庁側がこの官庁統制といふことを特に強く主張しないで、結局審議会といふものを置くといふ方式になつたといふことは、審議会といふものを仮に置いて見ても結局官庁統制と同じことになるという見通しを持つてゐるからだといふやうな非常に穿つたことも言つておる向があるやうであります。それはとにかくといたしまして、一応形式的には審議会を設けて置きながら、それを實質的にはかなり無力なものにして置くといふことでありま。ならば、ただ外見だけの民主主義の方式がとられてゐるに過ぎないといふことになつて、その半面で責任の所在といふものが非常にあいまいになるといふ弊を伴ひ、却つて非常に面白くない結果を生じることになるのではないかと、こゝに思つてあります。それよりは多少の弊害があつても官庁がすべての責任を以て當るといふ従来の方式のほうがむしろはつきりしてゐるやうに、最近ばかりに例を見られますやうな、政府とか或いは国会に対しても超然たる立場にあるやうなやうな委員と、こゝに思つてあります。併し、又このやうな形式で実力がなかつて、而も責任の所在が非常にぼかされてしまふやうなやうな方式といふものも又甚だ好ましくない。少くとも明らかなことはこのやうな審議会を作つて従来の官庁統制の弊を改めようと言つても、それはなか／＼むづかしい問題ではないかといふことではあります。そこで一歩進めまして、民主主義の建前といふものをより強く

ということでありま。内容は甚だあいまいなやうな学識経験者に諮問をするといふたやうな方式や、或いは官僚的な統制方式でなくて、国会そのものもがもつと需給統制の運営に關与するといふやうな何らかの方式をとるべきではないかと考へられるわけでありま。この点については立法上や行政上の細かい問題は私は素人で存じませんが、いやしくも国会といふものが国民の總意を代表するといふものであるべきであり、又国会が真にそれだけの權威とそれから實力を持つたならば、なお更こゝにいつたやうな方式を真剣に考へて見ていいのじやないかといふふうに思つてあります。

まだ時間が多少ございますので、以下少し細かいことを申して見ようと思つてますが、この法律改正案の第三條の第一項に「主務大臣は、經濟安定本部総裁が定める方策に基き左に掲げる事項につき、関係者から報告を取ることが出来る。」といふ個所がございまして、この「經濟安定本部総裁が定める方策に基き」といふ一句は、どうも私のような素人には何のことだかわからないうのであります。提案理由説明書を見まして初めてその意味がわかるやうなやうなやうなわけでありま。何だかこれは国民一般にもわかるやうな字句にして頂いたほうがいいんじやないかと思つてます。近頃法律にどうも字句は非常にやさしい字句が使つてあるけれども、その意味がなか／＼とれないやうなものが少くないので、念のためこゝにこゝに言つて見たくなるわけでありま。

それからその次の問題といたしましては、資材の統制と物価統制、或いは

いろいろな問題がありますが、今御指摘になつたような余り質の良い物を作る者が全然ないということは、これはやはり申上げられないと思います。若干それはあると思いますが、併しそうでなく、非常に良い品物を安く提供しておる者もあるという事実もこれもやはり認めて頂きたいと思います。ななとおそういう若干粗製濫造的な物をやるのはどうして直して行くかという問題です。一つは今おつしやつた経済的の道義心の問題が一つと思います。これは勿論あると思いますが、もう一つはやはり中小企業のはうは材料の入手にしても、それから労働者を入れる場合にも、大体大企業の場合に比べると若干質的に落ちる面は幾らかあると思います。それから資金の面、その他の面でやはり大企業に比べればかなり不利な立場にある。それから税金の面なんかにおきまして、かなり負担をしておる。そういったその陰に持つておるつまり経済条件というものが余り恵まれていない点が一つあると思います。こういうものを直して行くためにも、そういう面において中小企業自身も努力すると共に、消費者のかたも各方面にこういう面に対して一つ理解をして頂く必要があるかと思ひます。それから経済的の道義心の問題は、この点も御指摘になつたような点が全然ないということは申上げられないと思いますが、併しこれも全部の中小企業者がそうであるのじやなくて、殊に我々の団体に關係しておるような中小企業者というのは割合に中小企業者の中ではどちらかというときまじめ

にやつておる者のほうが多いのです
が、そういった道義的の面については
絶えず自戒をしておるわけですが、こ
の問題は、戦後御承知の通り日本の国
民全体にやはり道義的な面が非常に低
下しておりまして、これもひとり中小
企業者ばかりではないと思ふのです
が、その点ではやはり中小企業者自体
がそういう点について十分反省をす
る。それからあらゆる方面において日
本のやはり経済水準を上げて行けば、
そういった点も漸次是正して行かれる
のじやないかと思ふのです。ですから
角を矯めて牛を殺すということのない
ような点を考慮して、若干いろいろな
弊害の見られる点はあらゆる角度から
直して行く必要があるというふうに考
えておるわけです。

それから合同企業の問題ですが、こ
れは御承知の通り、今中小企業等協同
組合法がありますので、一つはこの協
同組合の方式による協同施設をやつて
おるわけでありまして、その方法を進め
ておるのが一つ、それから同じく中
小企業等協同組合法の中に企業組合が
ありますが、これは協同組合と違つて
完全な単一企業体になつておるわけ
です。且つ資本と労働とが一体になつ
た組織ですが、こういった面において
も最近小企業者が、これは中小とい
うよりも小、極小の企業者がそういった
形の企業体を作つて行つて、それによ
つて経営関係なりその他の面を合理化
して行こうという傾向が大部強く出て
来ておるわけです。従つてそういう方
向に対しても対策がとられ、又中小企
業者としてもいろいろな点について考
慮を加えておるわけです。ただこの場
合も殊に企業組合の場合は、あれは

ヨーロッパその他では百年くらい前か
ら行われておる生産組合と実質におい
ては大体同じものでして、併しあれも
割合に失敗の歴史のほうが多いわけ
で、これは組織自体が悪いものではな
しに、やはり中小企業自体が経済的な
條件で恵まれていないために、企業組
合或いは生産組合という組織が悪いの
ではなしに、やはり中小企業としての
弱点がそこへ出て来るのだというふう
に我々は見えておるのです。従つてこ
ういふ問題については折角まじめに合
理的に良い品物を作つて、又経営の内
部も非常にいいものを作つて行こう、こ
ういふことを考へて努力をしてい
る人たちに對しては、適正な資材の供給な
り、資金の面においても十分の考慮が
必要だと思つておるのです。この十分
な考慮という意味は中小企業者が独
善的な立場で、自分の利益だけを考へて
おるというだけではないに、要するに公
平な措置がとられるという点でもい
わけなんでしょうが、それに若干も
つと特殊な措置も必要ですけれども、
少くとも最低はやはり大企業と公平な
経済活動の機会をつかむことができ
る、そこまで行けばそういうまじめな
業者がまじめな方法で以て企業を改善
して行こうという努力がだん／＼進ん
で行くのじやないかと思ふ。こういう
点はそういう面でも国会等においても
総合的な施策を通じて中小企業の改善
という点に考慮を払つて行きたい、こ
ういふふうにも思ふわけです。それか
らそういう点から消費者の面から見
て、消費者の生活の面に中小企業が余
りいい影響を与えていないというお話
がありました、そういう点から見
て、漸次これは中小企業者は改善して

行くと同時に、消費者のほうの立場と
しては、今いろいろの主婦連合会とか
何とかいう活動が行われておりますけ
れども、これは広い視野から見れば
と同時に、そういう面からやはり製
品なりその他について批判が加えられ
ることは中小企業者にとつても非常に
有意義だと思つておるわけです。従つ
てこの製品はいいというようなこと
がだん／＼はつきりして来ると、やは
り中小企業者はそういう点で、ただ儲
ければいいというだけではないに、や
はりいい品質のものを作つて行くとい
う面に自然努力をするようになると思
う。そういう面でも、ただ中小企業が
よくないというだけではなしに、中小
企業者自体も消費者でありますし、そ
れから消費者のかたも大体において多
かれ少なかれ、直接間接やはり中小企
業に關係を持つておられるかたも多
いわけですから、そういう意味でこれ
も大乗的な見地からやはり考へて頂く
ということをお願いしたいと思いま
す。特に一言だけ申し上げて置きたい
のは、消費者一般がそう考へておるとい
うお話でございましたけれども、これ
は先ほど申しましたようにやはり実情
をあるがままに見て頂く、その場合に
非常にいい中小企業も少くないのだと
いう点をお見落ししないようにお願いし
たいのです。

○奥むねお君 どうぞたくさん紹介し
て下さい。それから今値上げが早い
ですね。一番早く値上げに手を付ける
のは中小企業者なんですね。奥さんた
ちの話を……。だからそういう面
に余り。消費者の意見もこの頃は随分い
ろんな面に出るようですけれども、こ
ういふ連絡をとつては……。

○証人(中島英信君) 生活協同組合と
かそういう主婦連合会に必要があれば
ば幾らでも企業者を御紹介いたしま
す。併し我々は悪いものは消えてなく
なればいいとは考へていない。全体が
よくなつて行くべきであると我々は考
えておる。そのためには刺激も必要で
す。併し全部一緒に無駄に扱うとい
うことはできませんから、やはりいい
ものを推薦し、やはりいいほうを標準に
進んで行く、こういうふうな考へてお
ります。具体的に必要の場合は幾らで
も御紹介いたします。

○委員長(佐々木良作君) それでは時
間が非常に迫りましたので申訳ないの
でありますけれども、質疑応答のまだ希望
がおりますけれども、時間の關係上こ
の辺で以て一応打ち切りました。問題が
残りましたならば、その面は一つ懇談
の際にお願いしたいと思ひますので御
了解願ひたいと思ひます。

三人の証人のかたにおきましては、
いろいろと御意見を頂きまして有難う
ございました。厚くお礼を申し上げます。
ただ私どもも今法案としましては、
こういう一、二枚の簡単な法案に取組
んでおるわけでありまして、問題の基
本には現在の日本の経済政策の根本に
触れる問題に突込んでおるような気が
しておるわけでありまして、特にこの統
制の問題につきましては、実はこれは
私の個人的な感じでありまして、これ
も、どこで論じまして、この委員会
で審議いたしましたけれども、常に全然別
な面から問題が取上げられまして、その
調整に苦しんでおるわけでありまして
が、一面には自由経済政策を基調とし
ておる今の内閣の経済政策に従つて統
制緩和の一つの過程として統制問題が

論ぜられておる。従いましてもうこの
品目は統制から外したいとか、或い
は時期尚早であるとかといったもの
に對して、早く全部を外すという式で問
題が論ぜられておるものと、そうでな
くて現在統制という問題の言葉が一番
びんと来るのは、昨年の朝鮮動乱以後
におきまして、國際情勢が反映してお
ります世界経済からの直接間接の我が
國経済に及ぼしておる影響が国内経済
の統制への要因になつて来ておると思
ひます。この新らしく影響の加つて
来た国内経済を建直すといひますか、
統制経済に合せるといひますか、その
統制経済への入り方に対して従来の弊
害を成るべく排除しながら入つて行か
ざるを得ない必然性が中心になつて論
ぜられておる面と、この面が全然別々
の面で論ぜられておりますので、非常
にその調整に、調整と言ひますか、組
合せに私どもも困難を感じるわけなん
です。例えば物調法の改正の問題にいた
しまして、三方の御証言にもありま
したように、特に後段の私の申し上げ
したことの意味から、統制経済が続け
られるまでは当然続けられなければな
らんという意味で、私は物調法が延期
されるのは当然であるという論拠に従
つて賛成であるという見方と、それか
ら同時にこれは或る程度統制を解除し
つつあるという面が加つておるの
で、従つてこれは第一の面から非常に
賛成だと言ひますので、結局この両方
から賛成だということになると思ひ
ます。殊に両方ともそれが満足でなく
て、やはり両方とも反対の面から入
つて、この反対の要素がたくさんある
というのを、私どもこの審議をいたし
ます場合におきまして、それから地

方におきまして統制問題の批判におきまして統制問題の批判を受けます場合におきまして、非常に困難を感じるわけであります。このような面が現在の経済政策及びこれの賛否両論の批判の混濁の一番基になつておる問題かと思ひます。私どもがこの統制の問題に取組みます場合に、政府及び国会の面々がこれと取組みます場合に、この今の問題に混濁がないようにして法律にうまく取組ませて頂けるように、これは私どもの力が足りない点から来ておる面でありますので、責任を転嫁する意味ではないわけですから、そういう意味におきまして業界及び学界から、私どもが直接に取組まなければならぬ問題の焦点を成るべくはつきりとブツシユして頂きまして、今後の私どもの審議と言ひますか、考え方に混濁がないように一つ御援助、御協力を特にお願ひを申し上げます、こういうふうに考えます。

今日はお忙しいところ大変有難うございました。委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

なお、委員会を閉会します前に、残つております議題として掲げました法案の審議は今日はいれないと思ひますが、最後に日本経済の安定と復興に関する調査、括弧して、最近におけるアメリカ経済の動向についてと掲げてあります題目は、以前の委員会におきまして御承認を得ましたように、最近アメリカの経済視察から帰つて来ました通産省の井上尚一君及び前島敏夫君のお話を聞くことになつておりますので、この調査は一応委員会を打ち切りまして、懇談の形で後ほどに続いて行ひたいと思ひますから、この点も一つ御

了解をお願いしたいと思います。特別に御発言も何もなければこれで閉会いたしたいと思ひますが、よろしくごさいませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それではこれで閉会いたします。

午後零時四十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君

理事 永井純一郎君
奥 むめお君

委員 野田 卯一君
藤野 繁雄君
兼岩 傳一君

政府委員 経済安定本部 前谷 重夫君
産業局長

事務局側 常任委員会専門員 桑野 仁君
常任委員会専門員 渡邊 一郎君

証人 日本産業協議 仲矢 虎夫君
会産業部長

全日本中小工業協 中島 英信君
議会中央副委員長
専修大学教授 小林 義雄君

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷片